

社会課題型商品開発支援業務委託企画提案競技審査要領

1 目的

この要領は、社会課題型商品開発支援業務の委託候補者を選定するための審査に関して必要な事項を定めるものとする。

2 審査会

- (1) 審査会は、次の審査員をもって構成する。
 - ・新産業創造課長
 - ・新産業創造課長が指名する者2名程度
- (2) 審査会長は、新産業創造課長をもって充てる。
- (3) 審査会の事務局は、新産業創造課産学官連携チームに置く。

3 審査方法

- (1) 審査は、企画提案競技参加者から提案された企画の内容に関し、プレゼンテーション形式により行う。
- (2) 審査は、4の「審査項目、審査基準及び配点」により行う。
- (3) 各審査員の評価点を集計し、合計点数により順位付けする。
- (4) 企画提案書提出者が1者である場合も審査を行い、各審査員の評価や意見をもとに、業務遂行能力の有無を判断する。

4 審査項目、審査基準及び配点

- (1) 企画及び構成（60点）
 - ・事業目的を達成する企画・構成になっているか。
 - ・伴走支援等を行う人材の選定方法は適切か。
 - ・企業に対する伴走支援の手法は適切か。
 - ・伴走支援の実施内容は、実現可能性の高いものになっているか。
 - ・製品・サービスの技術開発の動向調査及び販路開拓調査の方法は適切か。
- (2) 実施体制（15点）
 - ・提案内容を確実に履行できる実施体制となっているか。
 - ・類似事業の受託実績や成果が十分あるか。
- (3) 実施スケジュール（10点）
 - ・実施スケジュールは妥当か。
- (4) 費用対効果（5点）
 - ・見積金額及び積算内訳は妥当か。
- (5) その他（10点）
 - ・賃金水準向上への取組状況について
 - ・女性の活躍推進への取組状況について

5 その他

この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会長が別に定める。